

大分市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和 4年 2月 7日

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、ふりがな、住所、生年月日及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 申請書の提出の日が属する事業年度（次号において「申請年度」という。）の前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表その他申請者又はその構成母体となる組織等の事業の実施状況、決算状況等が分かる書類
- (6) 申請年度の事業計画書及び収支予算書その他事業の実施計画及び資金計

画が分かる書類

- (7) 本市におけるまちづくり活動（市内において一般社団法人（公益社団法人を含む。）、一般財団法人（公益財団法人を含む。）、特定非営利活動法人及びまちづくり会社（まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立される公共性の高い会社をいう。）が行う公益的な活動（政治活動、宗教活動その他市長が別に定める活動を除く。以下同じ。）の実績を示す書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条各号に掲げる業務のうち、推進法人としてその全部又は一部を行う業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (10) 自治会・町内会、商店会その他活動地域内の地域団体が作成した都市再生推進法人推薦書（様式第2号）
- (11) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第3号）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の指定に関し市長が必要と認める書類
(指定等)

第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、指定の可否の決定を決定するものとする。

2 市長は、法第118条第1項に基づく指定を行う決定をしたときは、都市再生推進法人指定書（様式第4号）により申請者に通知するものとし、指定を行わない決定をしたときは、都市再生推進法人不指定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、推進法人の指定に関する審査を行うときは、あらかじめ大分市都

市再生推進法人審査委員会設置要綱（令和４年　月　日施行）第１条に規定する大分市都市再生推進法人審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

（名称等の変更）

第４条　法第１１８条第３項の規定による届出は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第６号）により行わなければならない。

２　推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第７号）を市長に提出するものとする。

（事業の報告）

第５条　推進法人は、事業の開始後、速やかに事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

２　推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度に係る事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

（指定の取消し）

第６条　市長は、法第１２１条の規定に基づき推進法人の指定を取り消す場合には、都市再生推進法人指定取消通知書（様式第８号）により通知するものとする。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年２月７日から施行する。